

土壌汚染情報公開台帳（基準不適合台帳）

（ 案件No. 25 ）

整理番号	102-25	調製年月日・契機	令和7年7月2日			・ 条例第116条の2第1項		
所在地	東京都中央区新川一丁目1番1, 3 (地番) 東京都中央区新川一丁目2番12号 (住居)							
訂正年月日・契機		条例第116条第1項・令和7年10月10日						
工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)		金山印刷株式会社 (令和7年6月3日廃止)			面積	296.09 m ² (基準不適合範囲)	435.52 m ² (調査)	
汚染状況調査の方法に関する特記事項								
当該土地において講じられた健康被害の防止又は 周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容								
当該土地に条例第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 (汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨)				自然由来 (砒素およびその化合物)				
当該土地が規則第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨								
当該土地が規則第55条第3項に該当する場合は、その旨								
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨								
備考								
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合しない基準項目			汚染状況調査の受託者	
	令和7年9月22日	砒素およびその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			株式会社フィールド・パートナーズ	
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				

[illegible]

1 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、調査対象地における土壌汚染の有無を確認することを目的とした。

1.2 調査対象地

調査対象地	(住居表示) 東京都中央区新川1丁目2-12		
	(地番) 東京都中央区新川一丁目1番1、1番3		
現 況	金山ビル (金山印刷株式会社)		
調査対象面積	435.52 m ² (公簿)	敷地面積	435.52 m ² (公簿)



調査対象地位置図

(出典：地理院地図 WEB サイト <http://maps.gsi.go.jp/>)

1.3 適用される法規等

調査対象地において特定有害物質の使用等履歴が確認されたため、事業所を廃止した際には都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）第116条が適用される。

特定有害物質の使用、排出等の状況	
業 種 及 び 主 要 製 品	業種：印刷業 主要製品：製本書類
特 定 有 害 物 質 の 種 類、使 用 目 的、 使 用 形 態 等	トリクロロエチレン（汚れ落とし） その他特定有害物質（使用の可能性あり）
特 定 有 害 物 質 の 使 用 状 況	製版印刷で用いる版の汚れを拭き取る際に、有機溶剤であるトリクロロエチレン）を使用していた。 製版印刷が行われていた当時のインクや顔料に係る資料が得られなかった。したがって、インク及び顔料に特定有害物質が含まれた可能性がある。
	使用期間 トリクロロエチレン 使用開始時期不明 ～ 1990年頃 その他特定有害物質 使用開始時期、終了時期ともに不明
特 定 有 害 物 質 の 排 出 状 況	排出なし ※排出に係る配管等の情報は確認されなかった。
特 定 有 害 物 質 の 使 用 場 所 等	特定有害物質の使用に係る印刷作業は地下1階で行われていた。
地 下 施 設 の 有 無 及 び 概 要	対象地に立地する建物全体に地下構造（地下1階及び湧水ピット）が存在する。
地表の高さの変更及び 地 質 に 係 る 情 報	地表の高さの変更に関する情報は確認されなかった。 地質に係る情報（柱状図）は別紙3のとおり。
土 壌 汚 染 対 策 法 又 は 条 例 に 基 づ く 調 査 及 び 措 置 の 履 歴	
既 往 調 査 及 び 措 置 に 関 する 情 報	上記の調査で、自然地盤における砒素による土壌汚染が確認された。 当該結果は、専ら自然に由来する可能性が高いと評価された。
そ の 他 特 記 事 項	上記の調査の一部は、工場の廃止届出前に実施された土壌汚染状況調査であったが、当該調査時点で事業活動は実質的に廃止されており、特定有害物質を使用する事業活動は行われていなかった。その後も特定有害物質の使用、排出等の状況に変更はなく、特定有害物質の使用は一切確認されていない。
備考	1 別紙が2枚以上となる場合は、それぞれに番号を付けること。 2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。 3 この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

調査結果概要

砒素による土壤汚染の存在が確認された。

概 要

調査対象地	(住居表示) 東京都中央区新川 1 丁目 2-12		
	(地番) 東京都中央区新川一丁目 1 番 1、1 番 3		
現 況	金山ビル (金山印刷株式会社)		
調査対象面積	435.52 m ² (公簿)	敷地面積	435.52 m ² (公簿)
適用される法規	東京都環境確保条例第 116 条第 1 項		

結 果

特定有害物質の種類		調査対象 項目	判定		
			土壤ガス (地下水)	土壤溶出量	土壤含有量
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合 物)	四塩化炭素	*	○		
	クロロエチレン	*	○		
	1,2-ジクロロエタン	*	○		
	1,1-ジクロロエチレン	*	○		
	1,2-ジクロロエチレン	*	○		
	1,3-ジクロロプロペン	*	○		
	ジクロロメタン	*	○		
	テトラクロロエチレン	*	○		
	1,1,1-トリクロロエタン	*	○		
	1,1,2-トリクロロエタン	*	○		
	トリクロロエチレン	*	○		
	ベンゼン	*	○		
第二種 特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	*		○	○
	六価クロム化合物	*		○	○
	シアン化合物	*		○	○
	水銀及びその化合物	*		○	○
	アルキル水銀化合物	-		-	
	セレン及びその化合物	*		○	○
	鉛及びその化合物	*		○	○
	砒素及びその化合物	*		■	○
	ふっ素及びその化合物	*		○	○
	ほう素及びその化合物	*		○	○
第三種 特定有害物質 (農薬等)	シマジン	-		-	
	チオベンカルブ	-		-	
	チウラム	-		-	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	*		○	
	有機りん化合物	-		-	

凡例 * : 調査対象 - : 調査対象外 ○ : 土壤汚染なし ▲ : 土壤汚染のおそれあり ■ : 土壤汚染あり

1.4 参考法規等

参考法規一覧

法規等の名称	制定番号	制定年月	略称
土壌汚染対策法	法律第 53 号	2002 年 5 月 (平成 14 年 5 月)	法
土壌汚染対策法施行令	政令第 336 号	2002 年 11 月 (平成 14 年 11 月)	施行令
土壌汚染対策法施行規則	環境省令第 29 号	2002 年 12 月 (平成 14 年 12 月)	規則
地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件	環境省告示第 17 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 17 号
土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	環境省告示第 18 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 18 号
土壌含有量調査に係る測定方法を定める件	環境省告示第 19 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 19 号
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3.1 版)	-	2022 年 8 月 (令和 4 年 8 月)	調査措置のガイドライン
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都条例第 215 号	2000 年 12 月 (平成 12 年 12 月)	都条例
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	東京都規則第 34 号	2001 年 3 月 (平成 13 年 3 月)	都規則

1.5 調査体制

・土壌汚染状況調査を行った指定調査機関

会 社 名 : 株式会社フィールド・パートナーズ
所 在 地 : 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー10 階
連 絡 先 : TEL:03-6268-8857 FAX:03-6268-8357
登 録 番 号 : 環境省指定調査機関 指定番号 2020-3-1001

・分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者

会 社 名 : 株式会社土壌環境リサーチャーズ
所 在 地 : 千葉県千葉市緑区おゆみ野五丁目 44 番地 3
連 絡 先 : TEL:043-300-3318 FAX:043-300-3312
登 録 番 号 : 計量証明事業登録 千葉県(濃度) 第 680 号

1.6 調査期間

2024 年（令和 6 年）10 月 30 日～2024 年（令和 6 年）11 月 6 日：現地調査①

2025 年（令和 7 年）9 月 8 日～2025 年（令和 7 年）9 月 9 日：現地調査②

2024 年（令和 6 年）10 月 31 日～2024 年（令和 6 年）11 月 12 日：公定分析①

2025 年（令和 7 年）9 月 9 日～2025 年（令和 7 年）9 月 12 日：公定分析②

2 調査の考え方

2.1 調査の考え方（概要）

土地利用履歴調査（フェーズ1 調査）¹の結果、調査対象地において金山印刷株式会社（以下、懸念事業所という）の立地履歴が確認された。ヒアリング及び現地踏査並びに提供資料より、印刷関連業に伴う特定有害物質の取り扱い履歴が確認されたため、本事業所に起因する土壤汚染が存在する可能性は「否定できない」と評価された。

以上より、本調査では調査対象地における土壤汚染の有無を確認するための土壤汚染状況調査を実施した。

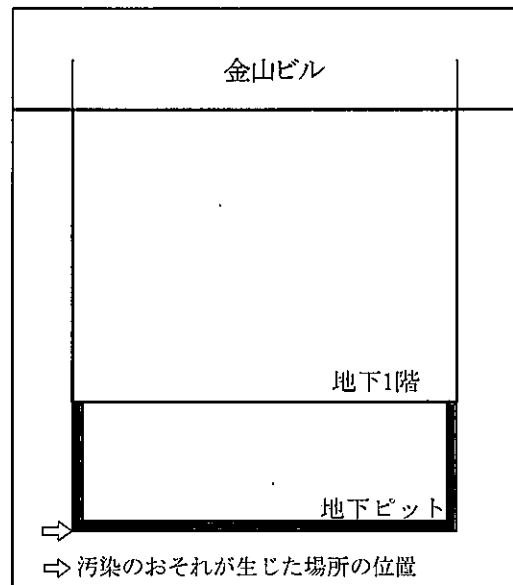
2.2 調査対象物質の選定

特定有害物質に関する調査対象物質は、調査対象地内の懸念事業所において、有機溶剤であるトリクレン（トリクロロエチレン）の使用履歴が確認されていること、その他の特定有害物質の使用等履歴の可能性を否定できないことから、第一種、第二種特定有害物質の全項目及び第三種特定有害物質のPCBを選定した。

¹ 土地利用履歴調査報告書（フェーズ1 調査） 東京都中央区新川1丁目（2024年（令和6年）10月 株式会社フィールド・パートナーズ）

2.3 土壌汚染のおそれの生じた場所の位置（特定有害物質）

土壌汚染のおそれが生じた場所の位置は、当該建物が地下構造物（地下1階及び地下ピット）を有することから地下ピット下とした。



土壌汚染のおそれが生じた場所の位置図

2.4 土壌汚染のおそれの区分の分類（特定有害物質）

土壌汚染調査では、調査対象物質毎に土壌汚染が存在するおそれに応じて、調査対象地を以下の3つの区分に分類する。

- ①土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地
- ②土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
- ③土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地

本調査では、全ての調査対象物質について調査対象地全域を「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類した。

2.5 試料採取等区画の設定（特定有害物質）

調査対象地の最北端を起点として定め、東西方向及び南北方向に 10m 間隔で引いた線により格子状に調査対象地を区画（単位区画）とした。次に、単位区画の数が減少できる場合は、起点を支点として単位区画を右回りに 38 度 28 分 4 秒回転させた。隣接する単位区画の合計面積が 130 m² 以下の場合は単位区画を一つに統合した。

単位区画を設定した後、単位区画を区分した格子状の線のうち起点から 30m 間隔のものによって調査対象地を 30m 間隔の格子に区分した。この方法によって区分された調査対象地の区域を 30 m 格子とした。

表 区画面積一覧

区画名	面積 (m ²)	備考
B1-1	100.00	—
B1-2	100.00	—
B1-3 (58.20 m ²)	74.45	B1-6 (16.25 m ²) と統合
B1-4 (60.26 m ²)	96.09	A1-6 (35.83 m ²) と統合
B1-5	60.47	—

2.6 試料採取地点の設定（特定有害物質）

試料採取地点の設定は土壤汚染のおそれの区分に基づき以下のとおりとした。なお、現地における稼働中のライフラインの位置を考慮し、安全性を確保したうえで、単位区画全体の代表性を有し評価が可能と判断した位置に調査地点を設定した。

調査地点図を図-1 に示す。本調査における試料等採取地点はすべて地下ピット下である（地表面及び地下 1 階下の試料等採取は生じていない）。

汚染のおそれの区分	試料採取地点
土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	調査対象外
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	該当する区分なし
土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	単位区画毎に 1 地点

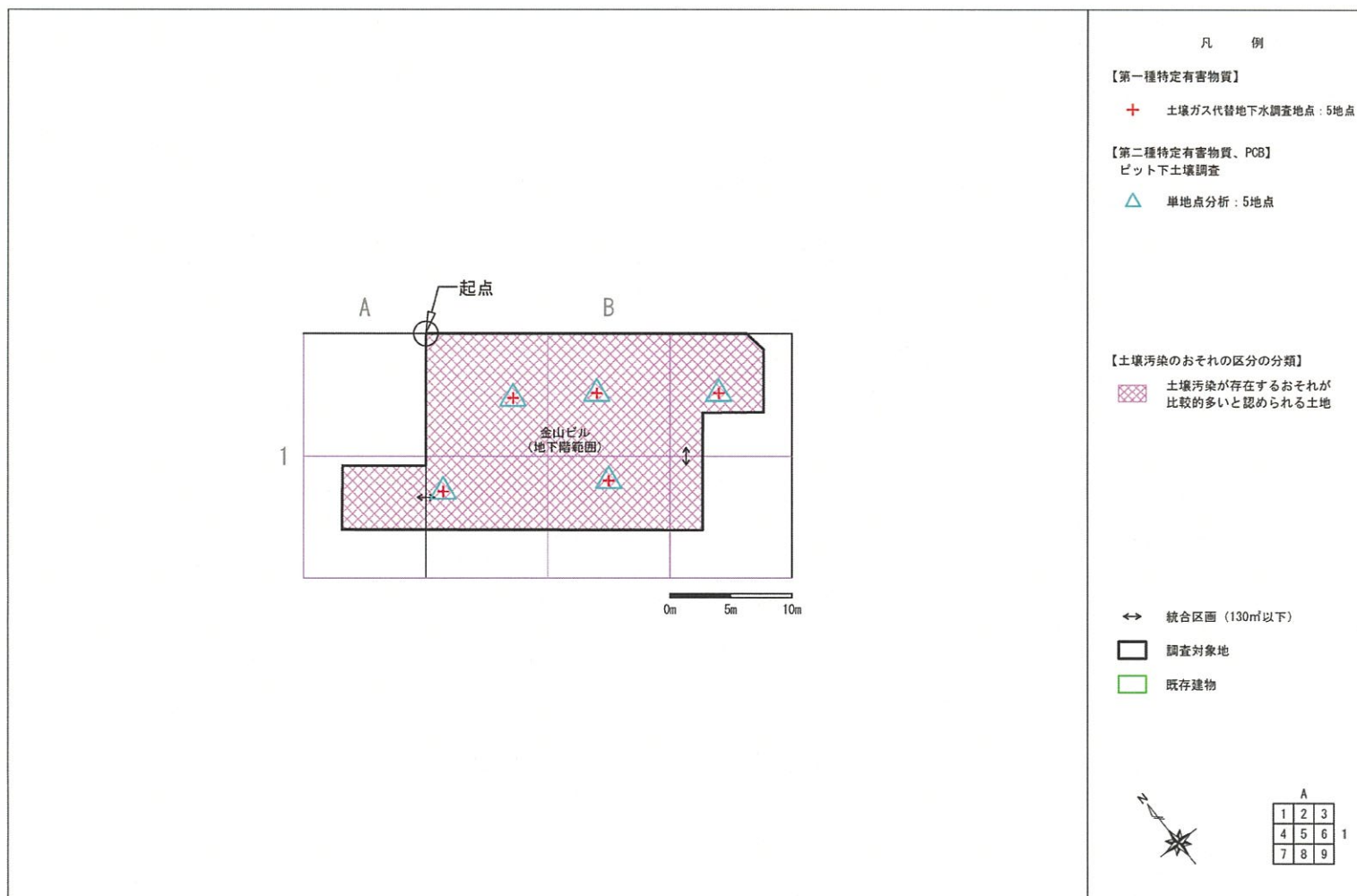


図-1 調査地点図

3 調査方法

3.1 土壌ガスが採取できない場合の地下水調査（第一種特定有害物質）

(1) 調査概要

本調査では、調査対象地全域に地下ピットが存在し、土壌ガス採取が困難であることから、全ての地点において地下水を採取し、当該地下水に含まれる第一種特定有害物質の量を測定し、第一種特定有害物質による汚染のおそれの有無を確認した。地下水採取のイメージを次ページに示す。

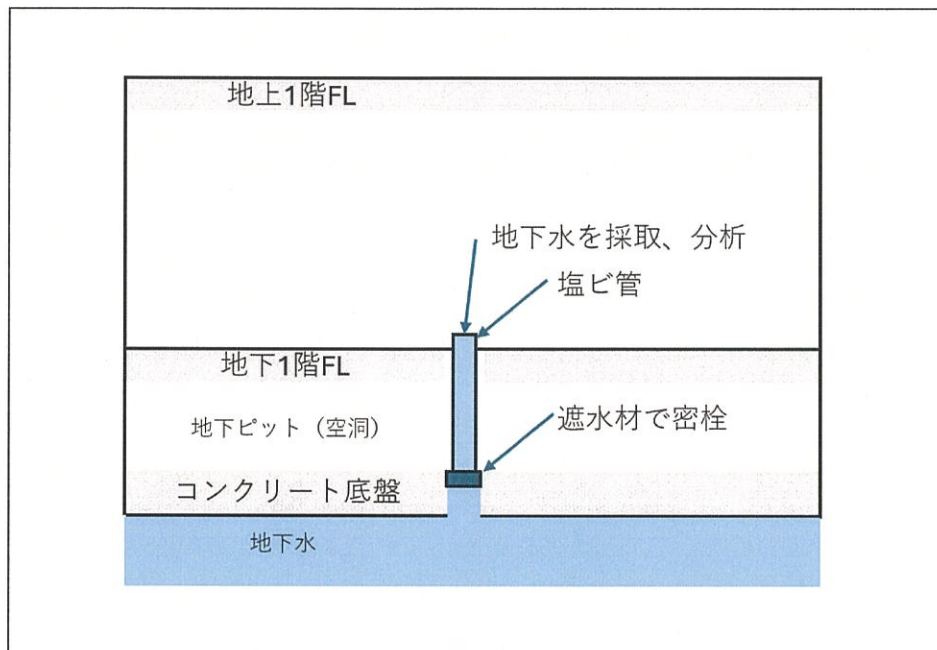
(2) 調査仕様

◇土壌ガスが採取できない場合の地下水調査

項 目	内 容
試料採取方法	地下水採取用に削孔した調査孔に塩ビ管を建て込み、地下水を採取した。
分析方法	地下水分析（環告第 17 号）

(3) 実施手順

- 1) 計画図面にに基づき測量により調査地点の位置を出した。
- 2) 調査地点において、地下 1 階より、地下 1 階床面及び地下ピット底盤のコア抜きを行った。コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔径は 15 cm 程度とした。
- 3) 止水処理として下端に遮水材を巻きつけた塩ビ管を、コンクリート底盤の上面深さから 10 cm 程度挿入した。
- 4) 塩ビ管とコンクリート底盤との間の遮水材が膨張しコンクリート底盤に固定（密栓）されるまで放置し、その後、塩ビ管内で地下水が立ち上がり、地下水位が平衡状態になるまで放置した。
- 5) 塩ビ管内の地下水を、ベラーを用いて採取した。
- 6) 塩ビ管内にベントナイトを充填して止水処理し、塩ビ管は残置した。
- 7) 採取した地下水試料を計量証明機関に搬入し、地下水分析を実施した。



地下水採取のイメージ図

地下水基準

分類	特定有害物質の種類	地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 以下
	クロロエチレン	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.01 以下
	ベンゼン	0.01 以下

3.2 表層土壌調査（第二種及び第三種特定有害物質）

(1) 調査概要

第二種特定有害物質及びPCBによる汚染の有無を確認するため表層土壌調査を実施した。表層土壌調査における基準面は、試料採取地点における地下ピットのコンクリート底盤下の土壌表面とした。

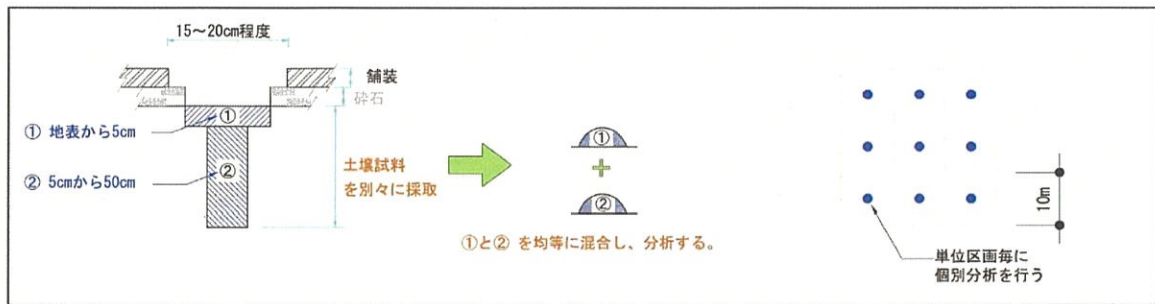
土壌試料採取イメージ、汚染状態に関する基準を次ページ以降に示す。

(2) 調査仕様

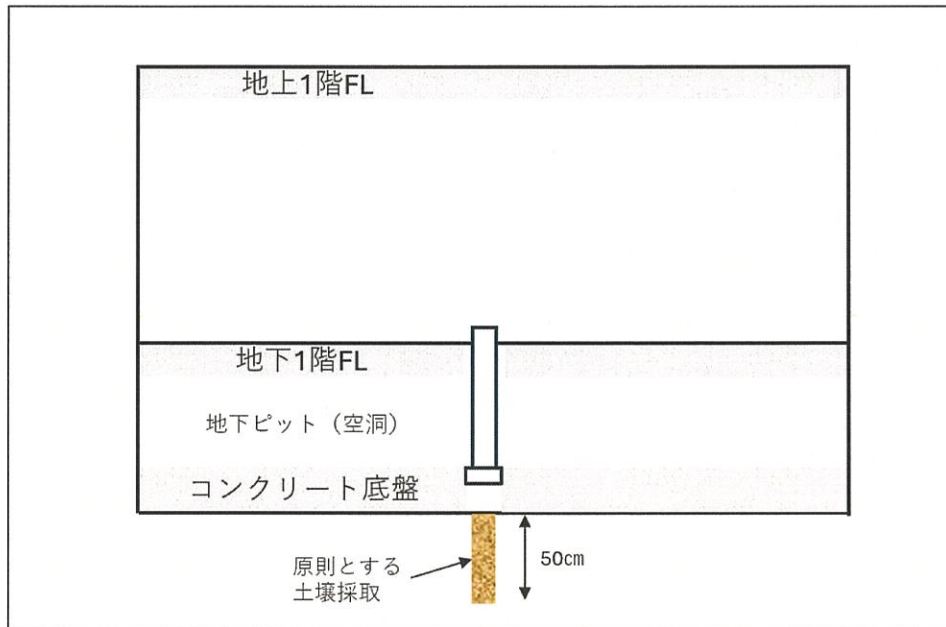
項 目	内 容
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壌試料採取方法
分析方法	土壌溶出量調査：環告第18号 土壌含有量調査：環告第19号

(3) 実施手順

- 1) 計画図面に基づき測量により調査地点の位置を出した。
- 2) 調査地点において、地下1階より、地下1階床面及び地下ピット底盤のコア抜きを行った。コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔径は15cm程度とした。
- 3) 止水処理として下端に遮水材を巻きつけた塩ビ管を、コンクリート底盤の上面深さから10cm程度挿入した。
- 4) 塩ビ管とコンクリート底盤との間の遮水材が膨張しコンクリート底盤に固定（密栓）されるまで放置し、さらに塩ビ管内で地下水が立ち上がり、地下水位が平衡状態になるまで放置した。
- 5) 土壌試料は、汚染のおそれが生じた場所（地下ピットのコンクリート底盤下）の位置を基準として、ハンドボーリングマシンにより、コンクリート底盤下の深さから50cmまでの土壌を採取した。
- 6) 塩ビ管内にベントナイトを充填して止水処理し、塩ビ管は残置した。
- 7) 採取した土壌試料は計量証明機関に搬入し、土壌溶出量及び土壌含有量分析を実施した。
 - ・単位区画毎の分析試料は、汚染のおそれが生じた位置から深さ50cmまでの土壌とした。



土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地（単位区画）での表層土壌調査イメージ図



表層土壌調査のイメージ図（地下ピット下の例）

汚染状態に関する基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)
第一種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
	水銀及びその化合物	水銀が 0.0005 以下、かつ、アルキル水銀が検出されないこと	15 以下
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
第二種特定有害物質	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	-

4 調査結果

4.1 土壌ガスが採取できない場合の地下水調査（第一種特定有害物質）

地下水調査結果を表-1 に示す。

地下水調査の結果、全地点において第一種特定有害物質（全 12 項目）の地下水濃度は地下水基準に適合していた。

表-1 土壌ガス（地下水）調査結果

分析項目		地下水基準	定量 下限値	B1-1	B1-2	B1-3	B1-4	B1-5
第一種特定有害物質 地下水濃度	四塩化炭素	0.002以下	0.0002	<	<	<	<	<
	クロロエチレン	0.002以下	0.0002	<	<	<	<	<
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004	<	<	<	<	<
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.002	<	<	<	<	<
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004	<	<	<	<	<
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002	<	<	<	<	<
	ジクロロメタン	0.02以下	0.002	<	<	<	<	<
	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001	<	<	<	<	<
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.001	<	<	<	<	<
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006	<	<	<	<	<
	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001	<	<	<	<	<
	ベンゼン	0.01以下	0.001	<	<	<	<	<

単位 : mg/L

< : 不検出を示す。

：基準不適合を示す。

4.2 表層土壌調査（第二種及び第三種特定有害物質）

表層土壌調査結果を表－2 及び図－2、計量証明書（写し）を添付資料－1 に示す。

砒素の土壌溶出量が B1-1（ピット下）で 0.042mg/L、B1-2（ピット下）で 0.032mg/L、B1-4（ピット下）で 0.026mg/L の濃度で検出され、当該物質の土壌溶出量基準（0.01mg/L 以下）に不適合であった。

なお、当該区画における砒素の土壌含有量は基準適合であった。

砒素を除く調査対象物質については、土壌溶出量及び含有量基準に適合していた。

表－2 表層土壌調査結果

分析項目	汚染状態に関する基準	定量下限値	B1-1	B1-2	B1-3	B1-4	B1-5
			ピット下	ピット下	ピット下	ピット下	ピット下
第二種特定有害物質 溶出量	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003	<	<	<	<
	六価クロム化合物	0.05以下	0.005	<	<	<	<
	シアン化合物	検出されないこと	0.1	<	<	<	<
	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.0005	<	<	<	<
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	－	－	－	－
	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001	<	<	<	<
	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.001	<	0.003	<
	砒素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.042	<	0.026	<
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	0.08	0.23	<	0.16	<
	ほう素及びその化合物	1以下	0.1	<	0.3	<	0.2
第三種	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと	0.0005	<	<	<	<
第二種特定有害物質 含有量	カドミウム及びその化合物	45以下	1.0	<	<	<	<
	六価クロム化合物	250以下	10	<	<	<	<
	シアン化合物	50以下	5	<	<	<	<
	水銀及びその化合物	15以下	1.0	<	<	<	<
	セレン及びその化合物	150以下	1.0	<	<	<	<
	鉛及びその化合物	150以下	10	<	<	<	<
	砒素及びその化合物	150以下	10	<	<	<	<
	ふっ素及びその化合物	4000以下	100	<	<	<	<
	ほう素及びその化合物	4000以下	50	<	<	<	<

単位：溶出量(mg/L)、含有量：(mg/kg)

第三種：第三種特定有害物質

<：不検出を示す。

：基準不適合を示す。

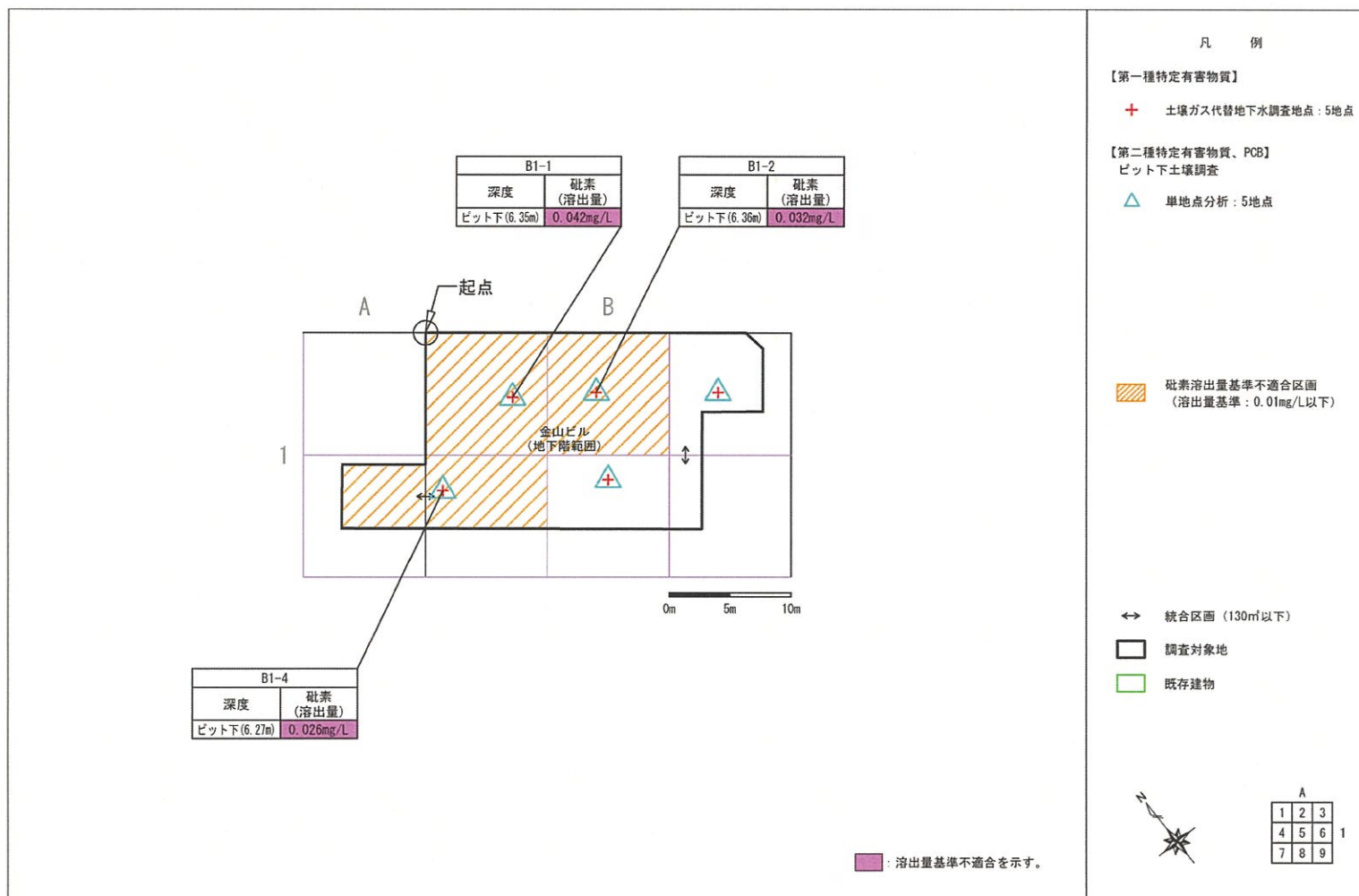


図-2 調査結果図

5 評価

5.1 特定有害物質における土壌汚染の有無について

◇第一種特定有害物質

採取したすべての地下水が地下水基準に適合していたことから、土壌汚染のおそれはないもの
と考える。

◇第二種及び第三種特定有害物質

調査の結果、砒素（溶出量）による基準不適合が確認された。なお、砒素（含有量）による土
壌汚染は確認されなかった。その他の調査対象物質については基準不適合が確認されたことか
ら、土壌汚染のおそれはないものとする。

— 以上 —

1.4 参考法規等

参考法規一覧

法規等の名称	制定番号	制定年月	略称
土壌汚染対策法	法律第 53 号	2002 年 5 月 (平成 14 年 5 月)	法
土壌汚染対策法施行令	政令第 336 号	2002 年 11 月 (平成 14 年 11 月)	施行令
土壌汚染対策法施行規則	環境省令第 29 号	2002 年 12 月 (平成 14 年 12 月)	規則
地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件	環境省告示第 17 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 17 号
土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件	環境省告示第 18 号	2003 年 3 月 (平成 15 年 3 月)	環告第 18 号
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン (改訂第 3.1 版)	-	2022 年 8 月 (令和 4 年 8 月)	調査措置のガイドライン
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	東京都条例第 215 号	2000 年 12 月 (平成 12 年 12 月)	都条例
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	東京都規則第 34 号	2001 年 3 月 (平成 13 年 3 月)	都規則

1.5 調査体制

- ・ 土壌汚染詳細調査を行った指定調査機関

会 社 名 : 株式会社フィールド・パートナーズ
所 在 地 : 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー10 階
連 絡 先 : TEL:03-6268-8857 FAX:03-6268-8357
登 録 番 号 : 環境省指定調査機関 指定番号 2020-3-1001

- ・ 分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者

会 社 名 : 株式会社土壌環境リサーチーズ
所 在 地 : 千葉県千葉市緑区おゆみ野五丁目 44 番地 3
連 絡 先 : TEL:043-300-3318 FAX:043-300-3312
登 録 番 号 : 計量証明事業登録 千葉県（濃度）第 680 号

- ・ 分析を行った計量法第 107 条の登録を受けた者

会 社 名 : ユーロフィン日本環境株式会社
所 在 地 : 神奈川県横浜市金沢区幸浦 2-1-13
連 絡 先 : TEL:045-780-3851 FAX:045-780-3849
登 録 番 号 : 計量証明事業登録 神奈川県（濃度）第 1 号

1.6 調査期間

2025 年（令和 7 年）2 月 18 日～2025 年（令和 7 年）2 月 21 日 : 現地調査

2025 年（令和 7 年）2 月 20 日～2024 年（令和 6 年）2 月 27 日 : 公定分析

2 本調査までの経緯

既往調査¹の結果、表層土壌において砒素（溶出量）による土壌汚染が存在することが確認された。なお、当該汚染は地下ピット底盤下土壌の汚染であり、砒素（溶出量）以外の土壌汚染は確認されなかった。既往調査の結果を巻末図-1に示す。

3 調査の考え方

既往調査により確認された土壌汚染状況の詳細を確認するため、以下の調査を実施した。
各調査の詳細を次頁以降に示す。

(1) ボーリング調査及び地下水調査

既往調査の結果、表層土壌（ピット下土壌）で砒素（溶出量）の基準不適合が確認された地点においてボーリング調査を実施し、土壌汚染の深度方向の範囲を確認した。また、地下水調査も実施し、地下水汚染の有無を確認した。

(2) 自然由来検証

ボーリング調査の結果、自然地盤で確認された砒素による汚染状態が、専ら自然に由来するかどうかの検証を実施した。

¹ 東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染状況調査報告書（2025年（令和7年）9月 株式会社フィールド・パートナーズ）

4 ボーリング調査及び地下水調査

4.1 調査の考え方

既往調査の結果、表層土壌で砒素（溶出量）の基準不適合が確認された地点においてボーリング調査を実施し、土壌汚染の深度方向の範囲を確認した。土壌分析項目は各地点の表層土壌の基準不適合項目とした。

また、ボーリング調査を実施した地点において地下水調査を実施し、地下水汚染の有無を確認した。

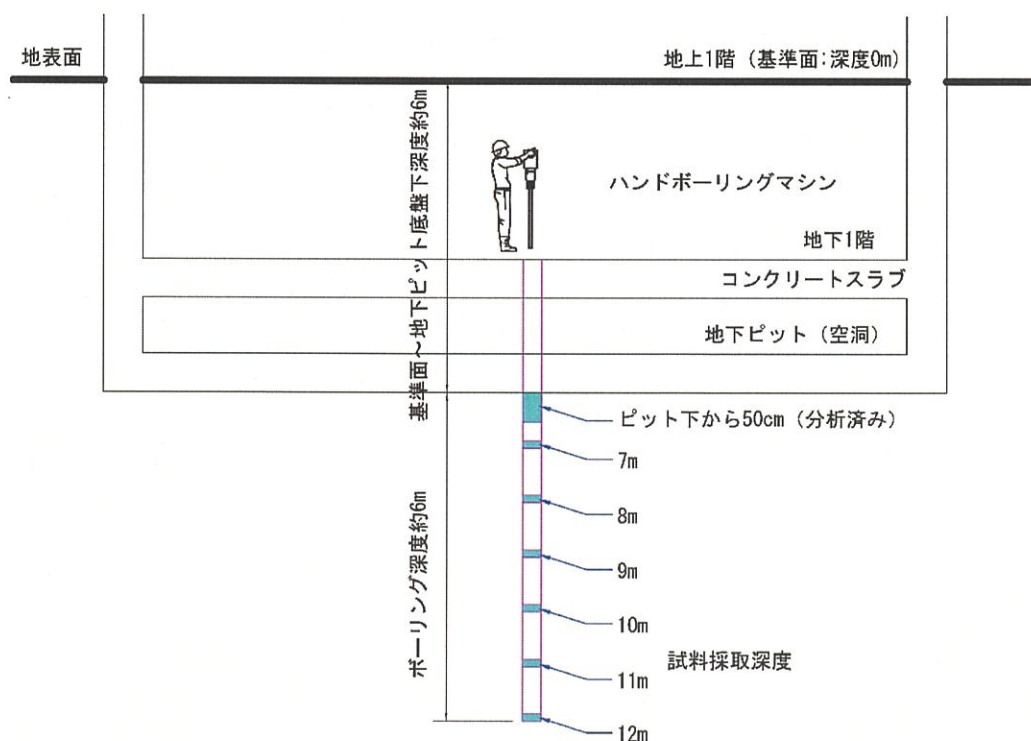
調査地点図を巻末図-2 に示す。

4.2 調査内容

(1) 調査概要

表層土壌で砒素（溶出量）の基準不適合が確認された地点において土壌溶出量分析を実施し、土壌汚染の状況を確認した。ボーリング調査における試料採取深度の基準面は、調査対象地全域において地下構造（地下1階及び地下ピット）を有することから、地上1階の床面（FL±0m、TP+2.885m）とした。ボーリング深度は、地下ピット底盤下端深度（深度約6m）から深さ約6mの深度12mまでとした。なお、地上1階の床面は、調査対象地周辺の地表面の高さに概ね相当する。また、ボーリング調査を実施した地点において、地下水汚染の有無を確認した。

ボーリング調査のイメージを下図に示す。



ボーリング調査のイメージ図

(2) 調査仕様

◇ボーリング調査

項 目	内 容
ボーリング深度	地下ピット底盤下端深度から深さ 5m 以上の深度 12.0m まで掘削した。 以下、各地点のボーリング深度。 B1-1 : 5.65m (地下ピット底盤下端深度 : FL-6.35m) B1-2 : 5.64m (地下ピット底盤下端深度 : FL-6.36m) B1-4 : 5.73m (地下ピット底盤下端深度 : FL-6.27m) ※B1-4 はピット直下の FL-6.22m～FL-6.27m で碎石が確認されたため、FL-6.27m を地下ピット底盤下端深度とした。
試料採取方法	「調査措置のガイドライン」Appendix-11. ボーリング調査方法
試料採取深度	地下ピット底盤下端深度 (FL-6.27m～FL-6.40m) 以深の 1m 毎に深度 12.0m まで。 (7m、8m、9m、10m、11m、12m の計 6 深度)
分析深度	地下ピット底盤下端深度以深において、2 深度連続で基準適合を確認できた深度まで。 ※深度 7m 及び 8m が基準適合の場合は深度 8m で分析を終了する。
分析項目	砒素及びその化合物
分析方法	土壌溶出量調査：環告第 18 号

◇地下水調査

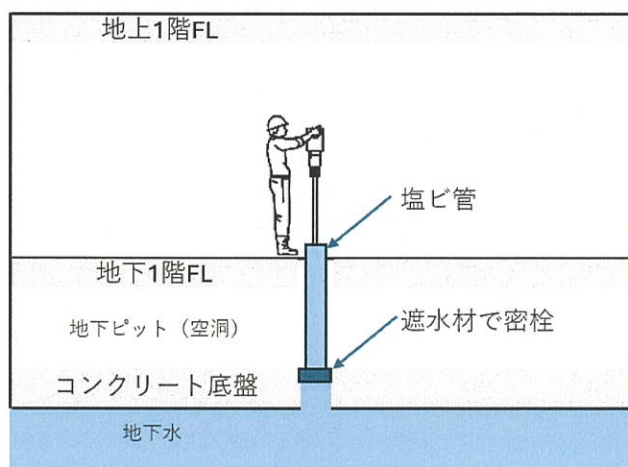
項 目	内 容
試料採取方法	・「恒久的な観測井を設置せずに採水する方法」のボーリング孔を利用する方法 ※ボーリング調査により削孔したボーリング孔内に、スクリーンを取り付けたケーシングを挿入し、一時的な採水井戸を設置した。 ・「調査措置のガイドライン」Appendix-7. 地下水試料採取方法
井戸の仕上がり孔径	2 インチ
スクリーン区間	各地点の帯水層の区間（ボーリング掘削区間）に設置した。
地下水採取深度	各地点の帯水層の中間深度とした。
地下水採取方法	地下水の採取前にはバージを行った。 地下水の採水はベラーを用いた。
分析項目	砒素及びその化合物
分析方法	環告第 17 号

(3) 実施手順

- 1) ボーリング調査地点は表層調査地点の近傍とした。
- 2) 調査地点において、地下1階より、地下1階床面及び地下ピット底盤のコア抜きを行った。コア抜きにはダイヤモンドコアカッターを使用し、掘削孔は直径15～20 cmとした。
- 3) 止水処理として、下端に遮水材を巻きつけた塩ビ管をコンクリート底盤の上面深さから10 cm程度挿入した（下図参照）。
- 4) 塩ビ管とコンクリート底盤との間の遮水材が膨張しコンクリート底盤に固定（密栓）されるまで放置し、さらに塩ビ管内で地下水が立ち上がり、地下水位が上昇し平衡状態になるまで静置した。
- 5) ハンドボーリングマシンにより各地点で地下ピット底盤下端深度から所定の深度まで掘削し、所定の深度から必要量の土壌を採取し、分析試料に供した。
- 6) ボーリング調査時に地下水が確認された場合、ボーリング調査孔に一時的な採水井戸を設置し、地下水を採取した。地下水の採取前にはパージを行った。
- 7) 調査孔はセメントミルクにより埋戻した。その後ベントナイトペレットを充填して止水処理し、塩ビ管は残置した。
- 8) 採取した土壌及び地下水試料は計量証明機関に搬入し、土壌及び地下水分析を実施した。

汚染状態に関する基準及び地下水基準

分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準 (mg/L)	地下水基準 (mg/L)
第二種特定有害物質	砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下



塩ビ管設置のイメージ図

4.3 結果（ボーリング調査及び地下水調査）

(1) ボーリング調査結果

ボーリング調査結果を巻末図-3 及び巻末表-1、計量証明書（写し）を添付資料-1 に示す。

ボーリング調査の結果、B1-2 においては、深度 7.0m～8.0mにおいて砒素（溶出量）が基準不適合であったが、深度 9.0m及び深度 10.0mで同基準に適合していた。なお、B1-1 及び B1-4 においては、ボーリング調査を実施した深度 12.0m以内で、連続した 2 深度の同基準の適合を確認できなかった。

(2) 地下水調査結果

地下水調査結果を巻末図-3 及び巻末表-2、計量証明書（写し）を添付資料-1 に示す。

地下水調査の結果、全ての調査地点で砒素の地下水基準に適合していた。

4.4 評価（ボーリング調査及び地下水調査）

ボーリング調査の結果、すべての調査地点の深度 7.0m 以深において砒素（溶出量）による土壌汚染が確認された。また、すべての調査地点で埋土層は確認されず、ボーリング上端深度から下端深度まで自然地盤が分布していることを確認した（添付資料-2 参照）。

当該結果について、地下 1 階での特定有害物質の使用等の可能性が考えられたが、地下 1 階は地下ピットの構造を有しており、また、地下 1 階では地下水が湧水している状況下であるため、インクに含まれていた可能性のある特定有害物質が、地下 1 階フロアの被覆及び地下ピット並びにその底盤を通じて土壌へ染み込む可能性は極めて低いと考えられる。

以上より、自然由来の土壌汚染の可能性が考えられる。

なお、地下水汚染は確認されなかった。

5 自然由来検証

5.1 砒素の土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっているか否かの確認

(1) 確認内容

ボーリング調査の結果、すべての調査地点において自然地盤で砒素（溶出量）による土壤汚染が確認された。

したがって、砒素（溶出量）による土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっているか否か、ボーリング調査における砒素の溶出量分析結果及び地質状況を参照し、確認した。

(2) 確認結果

ボーリング調査における B1-1、B1-2 及び B1-4 の砒素の溶出量濃度及び地質状況を下表に示す。

溶出量分析における基準不適合は、自然地盤（地下ピット底盤下端深度以深の調査対象地全域に分布する地層）で確認された。

自然地盤で砒素の溶出量基準不適合が確認された地層は、暗灰～黄褐灰等の砂質シルトまたは砂（砂～シルト混じり砂）主体層で構成されていることが確認された。また、ボーリング柱状図より、これらの地層内の一部に貝殻片の混入が確認された。

以上より、調査対象地全域に広がる自然地盤の砂質シルトまたは砂（砂～シルト混じり砂）主体層において、砒素（溶出量）の土壤汚染が確認されており、当該土壤汚染は地質的に同質な状態で広がっていることを確認した。

なお、一部の分析深度（B1-1：10.0m、B1-2：9.0m及び10.0m）において砒素（溶出量）の基準適合が確認されたものの、当該深度の分析濃度が同基準値（0.01mg/L以下）の50%超であることから、土壤汚染の兆候が見られるものと判断した。

したがって、本調査で確認された土壤汚染は自然地盤において地質的に同質な状態で広がっていることを確認した。

	B1-1		B1-2		B1-4	
深度	地層概要／色調	砒素 溶出量 濃度	地層概要／色調	砒素 溶出量 濃度	地層概要／色調	砒素 溶出量 濃度
表層	空洞～コンクリート	—	空洞～コンクリート	—	空洞～コンクリート（※ 砕石含む）	—
1.0m		—		—		—
2.0m		—		—		—
3.0m		—		—		—
4.0m		—		—		—
5.0m		—		—		—
6.0m		—		—		—
ピット下	シルト混じり砂（自然地 盤）／暗灰	0.042	シルト混じり砂（自然地 盤）／暗灰	0.032	シルト混じり砂（自然地 盤）／暗灰	0.026
7.0m		0.065	砂質シルト（自然地盤）／ 暗灰	0.044		0.021
8.0m	砂質シルト（自然地盤）／ 暗灰	0.092		0.088	砂質シルト（自然地盤）／ 暗灰	0.041
9.0m	砂（自然地盤）／暗灰	0.022	砂（自然地盤）／暗灰	0.007	砂（自然地盤）／暗灰	0.014
10.0m		0.007		0.005	シルト混じり砂（自然地 盤）／淡緑灰～黄褐灰	0.023
11.0m	シルト混じり砂（自然地 盤）／淡緑灰～黄褐灰	0.14		—		0.026
12.0m	砂（自然地盤）／黄褐灰	0.022		—	砂（自然地盤）／黄褐灰	0.047

凡例

- ：自然地盤（シルトや砂・砂礫を主体とした地層）を示す。
- ：砒素溶出量基準不適合を示す。

地質状況及び砒素の溶出量濃度（ボーリング調査結果）

5.2 検証の考え方

ボーリング調査により確認された自然地盤における砒素（溶出量）による土壤汚染について、専ら自然に由来するか否かの検証を実施した。

検証方法は、調査措置のガイドラインの「Appendix-3. 自然由来による基準不適合土壌の判断方法及びその解説」（以下、調査措置のガイドライン Appendix-3 という）を参考とし、自然地盤における砒素（溶出量）による土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることを踏まえた上で（5.1 参照）、以下の3つの条件（観点）から検証し、これらの条件を満たすか否か総合的に勘案し、自然由来の判定を行った。各条件の検証内容を 5.3 に示す。

条件①：特定有害物質の種類等

条件②：特定有害物質の含有量の範囲等

条件③：特定有害物質の分布特性

5.3 検証内容

5.3.1 条件①：特定有害物質の種類等

(1) 判定条件

調査措置のガイドライン Appendix-3 によると、溶出量基準に適合しない特定有害物質の種類がシアン化合物を除く第二種特定有害物質の8種類のいずれかであることとされている。また、溶出量が基準の概ね10倍を超える場合は、人為的原因の可能性が高くなり、自然由来の汚染であるかどうかの判断材料の一つとなり得ることが示されている。

(2) 判定結果

本検証における溶出量基準に適合しない特定有害物質は砒素であるため、シアン化合物を除く第二種特定有害物質に該当する。また、ボーリング調査における溶出量濃度は、B1-1における深度11.0mの濃度を除き、基準値の10倍以下であった（各区画の溶出量濃度は巻末図-3及び巻末表-1を参照。自然地盤における最大濃度はB1-1における深度11.0mで0.14mg/Lで、基準値の14倍であったが、基準不適合検体（16検体）の平均濃度は0.046mg/Lで基準値の4.6倍であった）。

以上より、B1-1における深度11.0mにおいては溶出量濃度が基準値の10倍をわずかに超えていたものの、自然地盤における全体の傾向として基準値の10倍以下であったため、条件①について自然由来の汚染の要件に合致すると考える。

5.3.2 条件②：特定有害物質の含有量の範囲等

(1) 判定条件

調査措置のガイドライン Appendix-3 によると、含有量については自然由来の汚染と判断する際の上限値の目安が設定されている。本件においては、砒素の含有量について、設定された目安の範囲内であるか否かを判定条件とした。

(2) 実施内容

砒素の含有量分析（全量分析）を実施し、判定条件に合致するか否かを判定した。分析試料はボーリング調査にて採取済みのボーリングコア試料より分取した。

分析地点は、下表及び巻末図-4 に示す2地点を設定した。

ボーリング調査仕様を以下に示す。

含有量分析（全量分析）地点一覧

調査地点名	選定理由
B1-1	既往調査及びボーリング調査の結果、一部の深度で基準適合が確認されたものの、地下ピット底盤下端深度から深度 12.0m まで砒素（溶出量）の基準不適合が続くことが確認された2地点の内、1地点を選定した。
B1-4	既往調査及びボーリング調査の結果、地下ピット底盤下端深度から深度 12.0m まで砒素（溶出量）の基準不適合が続くことが確認された1地点を選定した。

試料採取及び分析仕様

項 目	内 容
試料採取及び分析深度	自然地盤出現深度（地下ピット底盤下端深度）から深さ 1.0m 毎に深度 12.0m までを採取試料及び分析深度に設定した。（ピット下、7m、8m、9m、10m、11m、12m の計 7 深度）
分析方法	含有量調査：全量分析 ※調査措置のガイドライン Appendix-3 においては、自然由来の汚染と判断する際の含有量の上限値の目安として、全量分析の濃度が設定されている。したがって、本調査では全量分析を実施した。

自然由来の汚染と判断する際の含有量（全量分析）の上限値の目安

分類	特定有害物質の種類	上限値の目安 (mg/kg)
第二種特定有害物質	砒素及びその化合物	39

(3) 判定結果

含有量（全量分析）の結果を巻末図-5 及び巻末表-3 に示す。また、計量証明書（写し）を添付資料-1 に示す。

全量分析の結果、全分析深度において、砒素の自然由来の汚染と判断する際の上限値の目安（39mg/kg）を下回った（最大濃度は B1-1 における深度 8.0m で 12mg/kg）。したがって、条件②について自然由来の汚染の要件に合致していた。

5.3.3 条件③：特定有害物質の分布特性

(1) 判定条件

調査措置のガイドライン Appendix-3 によると、特定有害物質の含有量の分布に当該物質の使用履歴場所等との関連性を示す局在性が認められないこととされている。

また、調査措置のガイドライン Appendix-3 において、人為等及び自然に由来する土壤汚染について、以下の事例が記載されている。

(人為等に由来する土壤汚染)

- ・ 人為等に由来する土壤汚染では、汚染物質が浸透した地点の周囲で特定有害物質の含有量の高まりが見られる事例が多い。
- ・ 汚染物質が地下へ浸透した場合には、深くなるとともに含有量が低下する傾向を示す。

(自然に由来する土壤汚染)

- ・ 土壤中に含まれた特定有害物質が自然に由来する場合には、上述の局所的な含有量の高まりや減衰の傾向は見られない。ただし、地層や盛土を構成する地質がシルト質の場合には、砂質の地層と比べて含有量が高くなる傾向が見られる。

本判定においては、上記内容を判定の指標とした。

(2) 判定結果

【条件②における含有量分析結果の傾向】

(全量分析)

- ・含有量（全量分析）の結果を巻末図－5 及び巻末表－3 に示す。また、計量証明書（写し）を添付資料－1 に示す。
- 全2地点における地下ピット底盤下端深度から深度12.0mの全量分析による含有量濃度が2.7～12mg/kgの範囲で確認され、砒素の自然由来の汚染と判断する際の上限值の目安（39mg/kg）を下回った。また、含有量濃度の局所的な高まりや減衰の傾向は見られなかった。

【砒素の使用履歴場所等と本検証における含有量の分布の関連性】

(使用履歴場所等の考え方)

- ・本調査では、既往調査に則り、調査対象地全域を「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類し、「土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」を砒素の使用履歴場所等と設定した。

(検証結果)

- ・砒素の使用履歴場所等及び検証②における砒素含有量分析（全量分析）地点の位置関係を巻末図－5 に示す。
- ・位置関係について、検証②における分析地点は全て使用履歴場所等の範囲内であった。一方、含有量の分布については、使用履歴場所等の範囲内で局在性は確認されなかった。

【評価】

- ・以上より、条件③について自然由来の汚染の要件に合致していた。

5.4 評価（自然由来検証）

ボーリング調査により確認された自然地盤における砒素（溶出量）による土壤汚染について、調査措置のガイドライン Appendix-3 を参考とし、自然地盤における砒素（溶出量）による土壤汚染が地質的に同質な状態で広がっていることを踏まえた上で、以下の3つの条件（観点）から検証し、これらの条件を満たすか否か総合的に勘案し、自然由来の判定を行った。

条件①：特定有害物質の種類等

条件②：特定有害物質の含有量の範囲等

条件③：特定有害物質の分布特性

検証の結果、条件①～③を満たしていた。

以上より、ボーリング調査の結果、深度 12.0m まで砒素（溶出量）による土壤汚染が確認された地点（該当地点：B1-1、B1-2、B1-4／計 3 地点）について、自然地盤における砒素による汚染状態は専ら自然に由来する可能性が高いと評価する。

— 以上 —

凡 例

【第一種特定有害物質】

+ 土壌ガス代替地下水調査地点：5地点

【第二種特定有害物質、PCB】

ビット下土壌調査

△ 単地点分析：5地点

■ 砒素溶出量基準不適合区画
(溶出量基準：0.01mg/L以下)

↔ 統合区画（130㎡以下）

□ 調査対象地

□ 既存建物



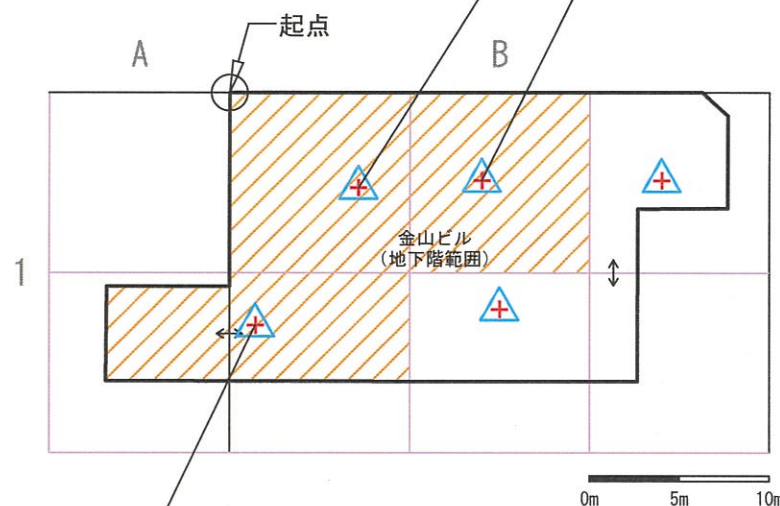
A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

1

■：溶出量基準不適合を示す。

B1-1	
深度	砒素 (溶出量)
ビット下(6.35m)	0.042mg/L

B1-2	
深度	砒素 (溶出量)
ビット下(6.36m)	0.032mg/L



B1-4	
深度	砒素 (溶出量)
ビット下(6.27m)	0.026mg/L

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状、建物形状及び地下階形状は光波測量に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/400 (A4)

タイトル

既往調査結果図

図番

巻末図-1

凡 例

【砒素（溶出量）】

※地下水調査実施

○ ボーリング調査地点：4地点

+ △ 調査済み地点

▨ 砒素溶出量基準不適合区画
(溶出量基準：0.01mg/L以下)

↔ 統合区画（130㎡以下）

▭ 調査対象地

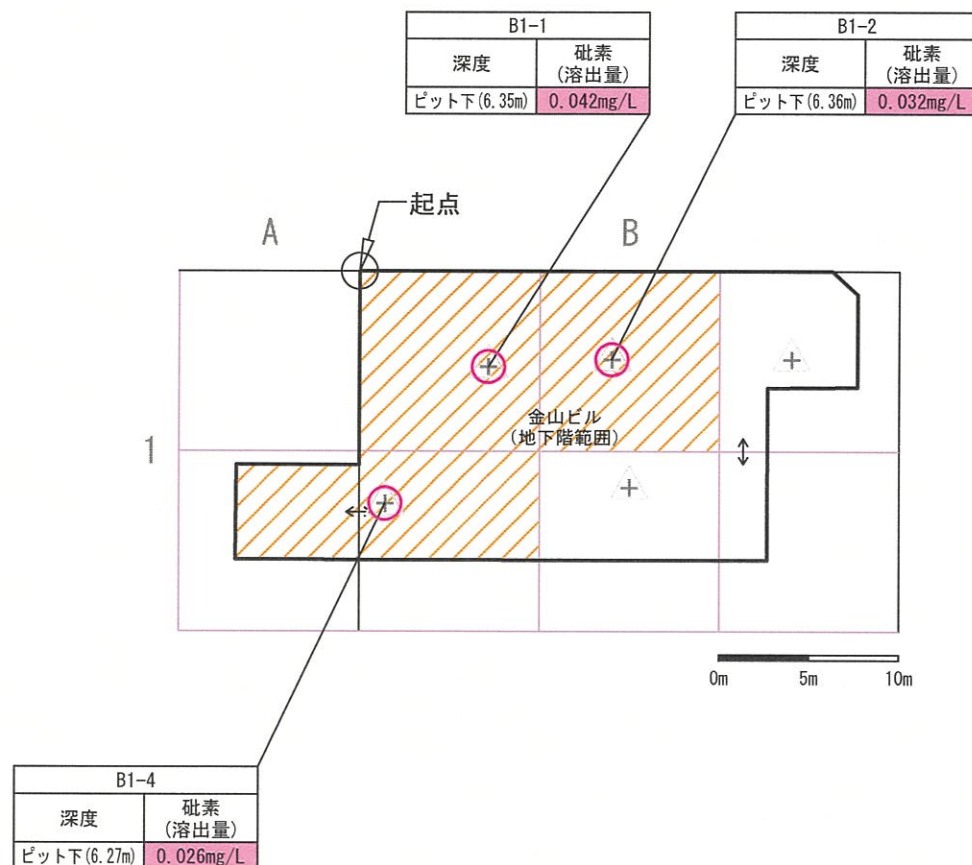
▭ 既存建物



A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

1

■ : 溶出量基準不適合を示す。



【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状、建物形状及び地下階形状は光波測量に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/400 (A4)

タイトル

ボーリング調査地点図

図番

巻末図-2

凡 例

【自然由来検証】

○ 砒素含有量分析（全量分析）
：ピット下、7.0m、8.0m、9.0m、
10.0m、11.0m、12.0m × 2地点

+△○ 調査済み地点

▨ 砒素溶出量基準不適合区画
（溶出量基準：0.01mg/L以下）

↔ 統合区画（130㎡以下）

□ 調査対象地

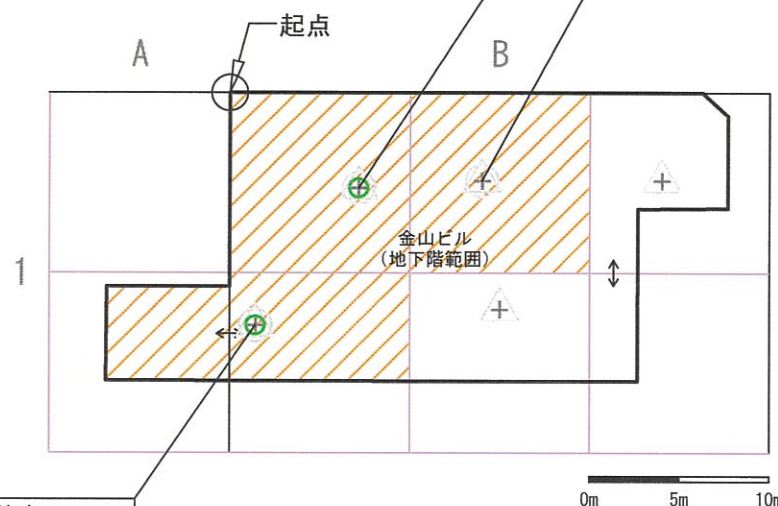
□ 既存建物



A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

B1-1	
深度	砒素 (溶出量)
ピット下(6.35m)	0.042mg/L
7.0m	0.065mg/L
8.0m	0.092mg/L
9.0m	0.022mg/L
10.0m	0.007mg/L
11.0m	0.14mg/L
12.0m	0.022mg/L
地下水	0.003mg/L

B1-2	
深度	砒素 (溶出量)
ピット下(6.36m)	0.032mg/L
7.0m	0.044mg/L
8.0m	0.088mg/L
9.0m	0.007mg/L
10.0m	0.005mg/L
地下水	0.004mg/L



B1-4	
深度	砒素 (溶出量)
ピット下(6.27m)	0.026mg/L
7.0m	0.021mg/L
8.0m	0.041mg/L
9.0m	0.014mg/L
10.0m	0.023mg/L
11.0m	0.026mg/L
12.0m	0.047mg/L
地下水	0.001mg/L

▨ : 溶出量基準不適合を示す。

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状、建物形状及び地下階形状は光波測量に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/400 (A4)

タイトル

自然由来検証
砒素含有量分析（全量分析）地点図

図番

巻末図-4

凡 例

【自然由来検証】

○ 砒素含有量分析（全量分析）
：ピット下、7.0m、8.0m、9.0m、
10.0m、11.0m、12.0m × 2地点

+△○ 調査済み地点

▨ 砒素溶出量基準不適合区画
（溶出量基準：0.01mg/L以下）
（自然由来汚染と判断する際の
上限値の目安：39mg/kg）

↔ 統合区画（130㎡以下）

□ 調査対象地

□ 既存建物



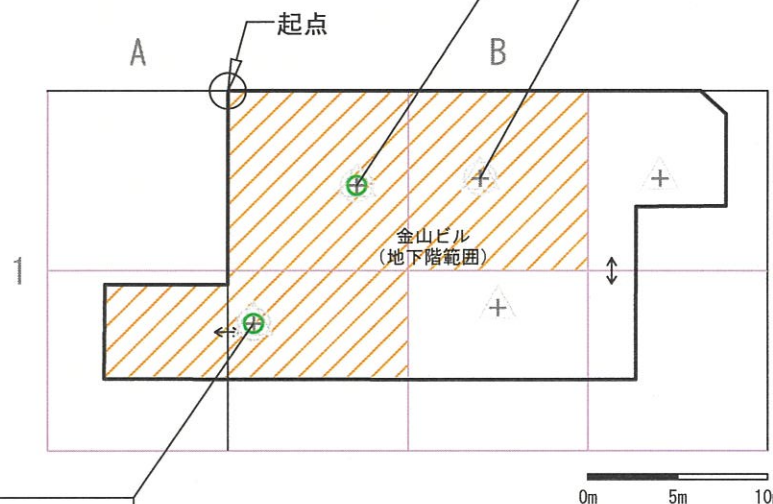
A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

1

■：溶出量基準不適合を示す。

B1-1		
深度	砒素 (溶出量)	砒素 (全含有量)
ピット下(6.35m)	0.042mg/L	11mg/kg
7.0m	0.065mg/L	11mg/kg
8.0m	0.092mg/L	12mg/kg
9.0m	0.022mg/L	7.1mg/kg
10.0m	0.007mg/L	3.9mg/kg
11.0m	0.14mg/L	10mg/kg
12.0m	0.022mg/L	2.5mg/kg
地下水	0.003mg/L	-

B1-2	
深度	砒素 (溶出量)
ピット下(6.36m)	0.032mg/L
7.0m	0.044mg/L
8.0m	0.088mg/L
9.0m	0.007mg/L
10.0m	0.005mg/L
地下水	0.004mg/L



B1-4		
深度	砒素 (溶出量)	砒素 (全含有量)
ピット下(6.27m)	0.026mg/L	7.8mg/kg
7.0m	0.021mg/L	8.0mg/kg
8.0m	0.041mg/L	8.1mg/kg
9.0m	0.014mg/L	3.8mg/kg
10.0m	0.023mg/L	2.7mg/kg
11.0m	0.026mg/L	5.3mg/kg
12.0m	0.047mg/L	6.0mg/kg
地下水	0.001mg/L	-

【敷地境界、建物・設備形状の根拠資料】

Ver. 1.0 敷地形状、建物形状及び地下階形状は光波測量に基づいた。

株式会社フィールド・パートナーズ

プロジェクト名

東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

スケール

1/400 (A4)

タイトル

自然由来検証
砒素含有量分析（全量分析）結果図

図番

巻末図-5

件名：東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

－ : 調査対象外を示す。
＜ : 不検出を示す。
 : 基準不適合を示す。
 : 第二溶出量基準不適合を示す。
＜値 : 定量下限値変更の場合は＜定量下限値を示す。

巻末表-1 ボーリング調査結果（土壌／砒素対象）

地点名	分析項目			汚染状況に 関する基準	第二溶出量 基準	定量 下限値	深度						
							ピット下	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m	11.0m	12.0m
B1-1	溶出量 (mg/L)	第二種 特定 有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	0.001	0.042	0.065	0.092	0.022	0.007	0.14	0.022

地点名	分析項目			汚染状況に 関する基準	第二溶出量 基準	定量 下限値	深度				
							ピット下	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m
B1-2	溶出量 (mg/L)	第二種 特定 有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	0.001	0.032	0.044	0.088	0.007	0.005

地点名	分析項目			汚染状況に 関する基準	第二溶出量 基準	定量 下限値	深度						
							ピット下	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m	11.0m	12.0m
B1-4	溶出量 (mg/L)	第二種 特定 有害物質	砒素及びその化合物	0.01以下	0.3以下	0.001	0.026	0.021	0.041	0.014	0.023	0.026	0.047

件名：東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

巻末表-2 地下水調査結果

分析項目			基準値	第二地下水基準	定量下限値	B1-1	B1-2	B1-4
地下水濃度 (mg/L)	第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002以下	0.02以下	0.0002	-	-	-
		クロロエチレン	0.002以下	0.02以下	0.0002	-	-	-
		1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.04以下	0.0004	-	-	-
		1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	1以下	0.002	-	-	-
		1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.4以下	0.004	-	-	-
		1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.02以下	0.0002	-	-	-
		ジクロロメタン	0.02以下	0.2以下	0.002	-	-	-
		テトラクロロエチレン	0.01以下	0.1以下	0.001	-	-	-
		1,1,1-トリクロロエタン	1以下	3以下	0.001	-	-	-
		1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.06以下	0.0006	-	-	-
		トリクロロエチレン	0.01以下	0.1以下	0.001	-	-	-
		ベンゼン	0.01以下	0.1以下	0.001	-	-	-
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.03以下	0.0003	-	-	-
		六価クロム化合物	0.05以下	0.5以下	0.005	-	-	-
		シアン化合物	不検出	1以下	0.1	-	-	-
		水銀及びその化合物	0.0005以下	0.005以下	0.0005	-	-	-
		アルキル水銀	不検出	不検出	0.0005	-	-	-
		セレン及びその化合物	0.01以下	0.1以下	0.001	-	-	-
		鉛及びその化合物	0.01以下	0.1以下	0.001	-	-	-
		砒素及びその化合物	0.01以下	0.1以下	0.001	0.003	0.004	0.001
		ふっ素及びその化合物	0.8以下	8以下	0.08	-	-	-
		ほう素及びその化合物	1以下	10以下	0.1	-	-	-
	第三種特定有害物質	シマジン	0.003以下	0.03以下	0.0003	-	-	-
		チオベンカルブ	0.02以下	0.2以下	0.002	-	-	-
		チウラム	0.006以下	0.06以下	0.0006	-	-	-
		ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	0.003以下	0.0005	-	-	-
		有機りん化合物	不検出	1以下	0.1	-	-	-

- : 調査対象外の分析項目

< : 不検出を示す。

■ : 基準不適合を示す。

■ : 第二地下水基準不適合を示す。

<値 : 定量下限値変更の場合は<定量下限値を示す。

件名：東京都中央区新川1丁目敷地における土壌汚染詳細調査

- : 調査対象外を示す。
 : 上限値の目安を上回ったことを示す。

巻末表-3 自然由来検証 砒素含有量分析（全量分析）結果

地点名	分析項目			自然由来の汚染と判断する際の上限値の目安	定量 下限値	深度						
						ピット下	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m	11.0m	12.0m
B1-1	全含有量 (mg/kg)	第二種 特定 有害物質	砒素及びその化合物	39	0.2	11	11	12	7.1	3.9	10	2.5

地点名	分析項目			自然由来の汚染と判断する際の上限値の目安	定量 下限値	深度						
						ピット下	7.0m	8.0m	9.0m	10.0m	11.0m	12.0m
B1-4	全含有量 (mg/kg)	第二種 特定 有害物質	砒素及びその化合物	39	0.2	7.8	8.0	8.1	3.8	2.7	5.3	6.0